

《児童福祉法》

- 第 7 条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設（中略）保育所、（後略）
- 第 2 条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。
- 第 24条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。（後略）
- 第 35条 第3項 市町村は、（中略）都道府県知事に届け出て、**児童福祉施設を設置することができる。**
- 第4項 国、都道府県及び**市町村以外の者は、（中略）都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。**
- 第 39条 保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。